野田小学校　いじめ防止基本方針　　南島原市立野田小学校

＜学校教育目標＞**気付き　考え　自ら行動する子どもの育成**

基　本　方　針

いじめは「人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあっても、いじめはいじめる側に責任がある。いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、保護者や関連機関との連携を図りながら、いじめ防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

【 ＰＴＡとの連携 】
会長・副会長・会員

【地域との連携】
主任児童委員・民生委員

【 いじめ対策委員会 】
校長・教頭・教務主任
生活指導主任・養護教諭
特別支援コーディネーター
該当児童担任

【 関係機関 】
南島原市教育委員会
警察署
児童相談所
医療機関・法務局
人権擁護委員協議会

【 いじめを防止するために 】
・校内指導体制の確立を図る。
・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育や体験活動の充実を図る。
　「野田っ子の心をみつめる教育週間」取組→道徳公開授業・学級懇談会・野田浜清掃・砂の造形
・人権週間（人権集会）など、年間を通して、人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。
・「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上を図る。
・人権について、学級会や代表委員会での話合いを通した児童の自己指導能力の育成を図る。
・本校の人権教育年間指導計画に沿った取組を実践する。
・家庭・地域・関係機関との連携を図る。

【 いじめを早期に発見するために　＜児童の感じる被害性に着目して＞ 】
・学校生活における児童の心身の実情把握のために、学校生活アンケートを実施する。（学期に1度）
　アンケートの集計をもとに個別に教育相談をする。
・日常の子どもの様子を観察し、毎月1度、児童理解の会を開き、職員全員で情報を共有する。
・夏休みに保護者面談を行い、家庭との情報共有・連携を図る。

【 いじめ対応を迅速に進めるために 】
①　いじめの情報を受けたときは、管理職に報告し、組織として関係職員が直ちに事実確認する。
②　いじめであることが確認された場合は、教職員は連携し、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、支援する。また、その保護者への説明や支援をする。
③　いじめ解消まで、いじめた児童へ適切に指導し、その保護者への説明や助言も継続的に行う。
④　事案によっては、個人情報やプライバシーに気を付け、いじめ被害者保護者の承諾を得て、ＰＴＡや関連機関と協議し対応する。（出席停止を含む）

【いじめ重大事案への対応】
①被害児童の生命･安全確保　②市教育委員会への迅速な報告　③被害児童･保護者への初期対応（安全･学習の保障、精神的ケア）　④加害児童･保護者への対応　⑤調査の実施　⑥対応方針の決定･実施　⑦関係機関との連携 SC、SSW、子ども未来課、警察等　⑧再発防止

【子どもの SOS を見逃さないアンテナの感度向上と解決に向けた継続的な努力】
いじめはいつでも起こり得るものだと職員間で共通理解し、積極的ないじめ認知を行い、迅速かつ組織的な対応で「いじめ未解決0」を徹底する。